

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市条例第 3 号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（平成 3 年秋田市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「令和 4 年 12 月」を「令和 5 年 12 月」に改める。

附則第 5 項中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。